別紙１

８医対第 841 号
令和８年 11 月６日

広報広聴課長　様

医療対策課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会
事務局（担当課）	保健福祉部 社会福祉医療局 医療対策課 救急・災害医療Ｇ （担当）兵頭　（内線）3585
設置根拠	□ 法 律　□ 条 例　☑ 要綱等 (名称) 愛媛県小児救急医療電話相談事業運営協議会設置要綱
設置年月日	平成 19 年 11 月 20 日
審議、意見聴取等の内容	電話相談事業の運営に関すること
公開・非公開決定日 (決定した会議開催日等)	令和８年 10 月 27 日
公開・非公開の別 (決定の内容)	☑ 公 開 ［□ 全部公開　☑ 部分公開］　□ 非公開
公開・非公開に係る法令等の規定	☑ 有　□ 無 (名称) 愛媛県情報公開条例第７条第２項第１号

公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定
愛媛県小児救急医療電話相談事業の改善に関する協議	協議において、電話相談に係る個人に関する情報により、特定の個人を識別できる可能性があるため。(愛媛県情報公開条例第７条第２項第１号に該当)	(1) ―1

摘　要	
報　告　日	令和８年 11 月６日

注１　会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)

２　「公開・非公開の別（決定の内容)」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

３　「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の４（公開基準）の(1)の情報公開条例第７条例第２項第１号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

４　当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。